

令和7年第2回  
島尻消防組合議会2月定例会

会議録

令和7年2月21日(金)

令和7年第2回 島尻消防組合議会 2月定例会				1日目
招集月日	令和7年2月21日(金)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午後12時13分	議長	運天 貴也
出席(応招)第2回 2月定例会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員	第三警備課長 平安名 勲			
議事録署名議員		3番 森山 悟	4番 新垣 勝夫	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	金城 正和
	消防長	城間 功		
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	仲村 常司		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

## 令和7年 第2回島尻消防組合議会 2月定例会 会期日程表

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	二 月 二十 一日  (金)	本 会 議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 行政報告について 第5. 施政方針について 第6. 令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について 第7. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 第8. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第9. 令和7年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について 第10. 一般質問

会 期      令和7年2月21日(金)      1日間

## 令和7年 第2回島尻消防組合議会 2月定例会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備 考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		行政報告について	
第5		施政方針について	
第6	議案第4号	令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について	
第7	議案第5号	島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第8	議案第6号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第9	議案第7号	令和7年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について	
第10		一般質問	

## 令和7年第2回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和7年第2回島尻消防組合議会2月定例会を開会したいと思います。

欠席の報告があります。平安名勲第三警備課長は、本日、宮古島消防本部にて沖縄県消防長会救急事務担当者会議出席のため、本定例会は欠席する旨の報告がありました。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月21日の1日間と決定致しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より、「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について」、その他3件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、行政報告を行います。

管理者（古謝景春）

皆さん、おはようございます。本日、令和7年第2回島尻消防組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。

昨年に引き続き、島尻消防組合の管理者として組合運営を担うことになり、責任の重大を実感しております。新垣安弘副管理者と連携を取りながら、当組合の円滑な運営をしていく次第であります。

また、組合組織一丸となり、消防機能の充実と構成市町住民の安全・安心を積極的に取り組んでまいりますので宜しくお願い申し上げます。

それでは、昨年10月に開会された令和6年第3回定例会以降の主な行事についてご報告をいたします。

はじめに11月9日から15日まで、秋季全国火災予防運動として組合管内の防火パレードを実施しております。今回は、消防団を中心に住民への火災予防の啓発、並びに住宅用火災警報器の設置促進運動を行っています。

続きまして11月13日、島尻消防組合消防職員採用候補者試験の最終面接を実施し、令和7年度は救急救命士を限定に5名の職員が採用予定となっております。

11月24日は、八重瀬町「南の駅・やえせ」におきまして島尻消防フェスタを開催しております。この行事は消防の仕事を広く一般の人々に広報し、体験型の防火・防災の指導を行っております。会場には、多くの住民が参加し、防火防災の普及に繋がっております。

11月26日、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が長崎県で執り行われ、被災地県の応援要請により都道府県大隊として、当組合から消火隊5名が参加しております。

年が明け1月9日に、令和7年消防出初め式が盛大に開催されました。例年どおり消防職員・団員、組合関係者ともに新春恒例の防火・防災行事を実施しております。

1月22日、令和6年度南部消防総合訓練が東部消防組合管内の西原町で実施されております。当消防組合は被災地消防本部の応援側として、近隣消防（局）本部と相互の連携を図り、地域特性を活かした実践的な訓練を行っております。

2月6日、消防署防火衣ロッカー改修工事を実施しております。防火衣ロッカーの老朽化や職員の衛生面の観点から施設整備が強化され、安全面での配慮もされております。

なお、令和6年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が23件で15件の減少、救急出動件数が4,612件で102件の増加、救助出動件数が20件で10件の増加となっております。以上が主な行政報告でございます。

議長（運天貴也）

日程第五、管理者施政方針であります。管理者の報告を求めます。

管理者（古謝景春）

それでは、令和7年本定例会において、本組合の施政方針を御説明し、議員各位並びに構成市町住民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、昨年を振り返りますと、元旦に令和6年能登半島地震が発生し、多くの尊い命と貴重な財産が失われたほか、8月には宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、「巨大地震注意」が発表されました。

また、台風・豪雨による被害も全国各地で発生し、能登半島地域では、地震被害の復興の中、9月の記録的大雨により甚大な被害が出ております。加えて沖縄本島北部地方でも11月に局地的大雨により河川の氾濫や住宅被害が発生するなど、改めて日本が災害大国であることを痛感いたしました。

防災・減災に対する住民の関心が高まる中、今年は、阪神・淡路大震災から30年を迎える節目の年であり、震災の教訓を次世代へ継承するとともに、今後発生が危惧される巨大地震等の大規模災害への対応とその備えが、強く求められております。消防組合では、地域住民が安心して暮らせる災害に強い街づくりの実現に向け、消防防災体制を維持し、消防力の向上に邁進していく次第であります。

それでは、当組合の取り組みを申し述べたいと思います。

当消防組合の構成市町は、地域発展とともに昨年、大型商業施設が開店し、一部交通渋滞の混雑はありましたが、大きな事故等もなく県内外から多くの住民が訪れ地域活性化に繋がっております。

しかし、一方では、少子高齢化により生産年齢人口の減少や物価高騰の影響を受け、生活環境の課題等も複雑多様化し、地方公共団体を取り巻く環境は年々厳しさを増す現状であります。

このような中、当消防組合では、「地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくり」を実現すべく、

地域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

#### 1. 消防体制について

はじめに、「消防体制」について申し上げます。

当消防組合は、昭和50年の組合運用開始から今年で50年目の節目を迎えます。当初は消防業務、清掃業務を行って組合業務を遂行しておりましたが、平成30年4月に清掃業務を南部広域行政組合へ移管するなど消防業務を中心とした組織体制となりました。現在、消防職員は100名を超える組織となり、それに伴い消防職員の勤務条件や職場環境など時代の変化に合わせた改善を図らなければなりません。

そのため、消防組織制度に基づき、服務等に関する諸課題、男性消防職員の育児休業の取得促進、女性消防吏員の更なる活躍に向けて、消防職員が働きやすい環境づくりを推進していく次第であります。

#### 2. 消防施設について

消防施設に関しては、各出張所の施設整備は整えておりますが、引き続き消防署の施設整備、修繕等が必要であれば、当組合の「公共施設等総合管理計画」に基づき施設強化を図ってまいります。

令和7年度については、消防力の整備指針に基づいた更新事業として、大規模災害時に初動体制を確立し、消防活動を円滑に行うことができる新型ドローンを搭載した指揮支援車両、緊急防災・減災事業債を活用した高規格救急車両の更新事業、災害対応拠点として必要な非常用発電機の更新事業、又、一般財源での防災多目的車両が更新され、消防力の機能強化を行います。

次に沖縄県消防指令センター全体更新整備事業がありますが、平成28年に共同運用された沖縄県消防指令センターは、10年を目途に全体更新を迎えることになり、新規に沖縄市、浦添市が加入となり那覇市、本部、今帰仁地区を除く114万人の県民の災害、救急要請に対応するため、各消防本部からの派遣職員29名から46名に増員強化されます。場所も令和8年度から嘉手納町にあるニライ消防本部構内から、新たにうるま市消防本部が改築されますのでその一画に移設し、119番要請業務を24時間一括対応、及び石垣、宮古、久米島の離島を含む各消防本部へ出動指令も対応とし整備強化してまいります。

#### 3. 救急業務について

次に救急業務であります。

高齢化の進展等によって救急出動件数は、令和6年は4,614件と1日当たり12.6件の出動となり今後更に増加するものと見込まれています。また、猛暑による熱中症への対応により、搬送先医療機関の決定に時間を要する事案が全国各地で発生するなど、救急搬送が困難な事例が増加しております。これらを踏まえ、消防と医療の連携による救急体制の強化、救急業務の高度化に向けたDXの推進、住民等への応急手当や救急安心センター（#7119）の普及促進など救急業務の迅速化・円滑化を図ってまいります。

#### 4. 火災予防について

次に火災予防行政についてであります。

住宅火災における死者のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は7割を超え、依然として高く、今後、一層の高齢化の増加に伴い、住宅火災による被害低減のため、住宅用火災警報器の設置率向上と併せて、住宅用火災警報器の更新、適正な維持管理を含めた総合的な住宅防火対策を推進してまいります。また、管内の防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底、予防DXの推進や幼年防火クラブや女性防火クラブなど、ソフト・ハード両面における防火・防災安全対策等についても積極的に進めてまいります。

#### 5. 消防団について

次に消防団についてであります。

消防団員は、地域防災の中核として欠かすことのできない存在であり、近年、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっております。

大規模な災害になれば、消防団の迅速な対応が求められ、幅広い救助活動や広報など、さらなる防災力の充実強化を実施していく次第であります。

今年度は「コミュニティ助成金 消防団育成事業」を活用し、久高島消防団の防火衣更新を行い、島民の安全確保に取り組んでまいります。

結びに、社会情勢の変化により、少子高齢化・人口減少が進む中、物価高騰による財政負担など、消防行政が厳しさを増す中ではありますが、関係各位と連携し消防組織の強化および消防力の向上に努め、「災害に強く、安全・安心して暮らせる市町づくり」の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

なお、本定例会にご提案いたします議案は、「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について」、他3件でございます。それぞれの内容の説明は事務局より説明をさせていただきますので、よろしくご理解の上ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第4号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第4号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和7年2月21日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、補正予算第5号の1枚目をお開き願います。令和6年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,312万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明致します。

それでは、歳入のご説明を致します。5ページをお願い致します。4款1項1目県補助金958万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしまして、消防共同指令センター全体更新整備支援補助金911万7,000円の増、及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金46万5,000円の増によるものでございます。

続きまして、9款1項1目諸収入54万2,000円の増額補正でございます。内容といたしまして、令和5年度比謝川行政組合決算剰余金41万6,353円の増、及び消防指令センターシステム整備事業、浦添市が加入したことで12万6,397円の返金による増でございます。

次に、歳出のご説明を致します。6ページから7ページをお願い致します。2款1項2目財政管理費1,676万円の増額補正でございます。内容といたしまして、財政調整積立基金及び減債積立基金に積み立てるものでございます。

次に、3款1項1目消防費601万5,000円の減額補正でございます。内容といたしまして、2節給料、3節職員手当、4節共済費、8節旅費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、交付金、26節公課費の減額ではありますが、10節需用費、17節備品購入費は増額となっております。

最後に8ページをお願い致します。3目消防施設費、11節需用費にて62万1,000円の減額補正でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

おはようございます。よろしく申し上げます。特に報告のあった内容について疑義があるものではございませんが、1点確認をさせていただきたいと思えます。

いまご説明のあった歳出の方の6ページ、3款1項1目4節の共済費、マイナス410万円が少し金額的に大きいなというふうに思いましたので、その理由をまずお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。前の1月31日の臨時議会で人事院勧告の方の補正は終わりましたが、その中で共済費の関係も途中で退職者とか、あと休職者もございましたので、その関係も含めまして、額はそれだけではないんですけども、3月までの精査した結果、共済費負担金の方が減額ということとなっております。以上です。

1番（仲間光枝）

先程開催された全協などでも少しご説明はいただいているところなんですけど、その中でいまご説明のあった退職者が2名いましたよというご報告がありました。その理由についてと、

あとその辞められた後にたぶん他の職員の皆さんがこれを補充する形でお仕事されたと思うんですが、その影響度についてちょっとお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

退職した職員ですけれども、2名おまして、1人が自分の方でいろいろ事業をしたいということで6月いっぱいまで一人退職しております。

もう1名は、今年1月の方でまた別の団体といいますか、慈善団体を立ち上げて活動したいということで1月いっぱいまで退職しております。その分の補充に関しては、やはりうちの職員も限られた人数でございますので、他の職員がカバーをしてやっている状況になっています。

そのおかげで、少し超勤とか、その近辺も影響は出ておりますけれども、限られた職員で対応するというので、今回二人退職なさいましたが、どうにかやっているという状況でございます。以上です。

議長（運天貴也）

他にございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第4号「令和6年度島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者からの報告を求めます。

消防長（城間 功）

議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の給与に関する条例（昭和50年10月21日条例第1号）の一部を次のように改正する。令和7年2月21日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和6年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告を踏まえ、島尻消防職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

11ページの新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

この件につきましても全協の方で説明はある程度受けておりますので、こちらの方では、

また簡単に確認をさせていただきたいと思います。

勧告を踏まえての改正なので、特に問題は無いかと思いますが、説明の中で管理職の休日勤務に対する主な改正ということを知っていますが、本組合において管理職の休日出勤というのは常態化しているものなのか、あまりないのかというところでお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

管理職の休日の勤務ということで理解したいんですけども、日勤職員に関しては通常どおり祝日の場合はお休みをもらっています。

ただ、現場の場合は、こういうふうな勤務体制が決まっておりますので、そこでたまたま休日にあたった場合は、管理職の方も出勤はしております。

ただし、いままでは管理職の方も休日出勤した場合も手当というのはいままでございませんでしたので、人事院勧告の方では、また八重瀬町も既に制定されておりますので、うちの方も今回制定して管理職員が休日に出勤した場合、祝日ですか、祝日に出勤した場合は、その分の手当を支給するというような制定を今回、新たに設けて対応したいということとなっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。あと1点なんですけれども、新たに条例改正になるわけですから、3項の方に必要な事項は規則で定めますよというふうにあります。この規則の方も整備することによってよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

まだちゃんと整備はしておりません。条例制定確定というのは、決議を得た後にそういう規則の方も制定していこうというふうに思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第八、議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月30日条例第4号）の一部を次のように改正する。令和7年2月21日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、島尻消防組合会計年度任用職員の給与等の改定に伴い、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるためでございます。

2 ページの新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1 番（仲間光枝）

1 点だけお願いします。会計年度任用職員に係る給与条例の改正ですが、今年度、令和6年度に会計年度任用職員の皆さんは何名いらっしゃるのか。次年度は何名なのかをお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

会計年度任用職員ですけど、現在1名の方をお願いしております。そしてまた更新という形で令和7年度も1名の会計年度任用職員の方の採用ということで予定しております。以上です。6年度も一人、7年度の方も同じ1名の予定です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第7号「令和7年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」を議題と致します。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（城間 功）

議案第7号についてご説明を申し上げます。議案第7号「令和7年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」。

首題のことについて、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和7年2月21日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、予算書の1枚目をお願い致します。令和7年度島尻消防組合の一般会計予算は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ15億2,544万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

3 ページをお願い致します。第2表債務負担行為でございます。パソコンリース料、令和8年度から令和11年度までの期間、限度額の1,287万円でございます。

続きまして、4ページをお願い致します。第3表地方債、緊急防災・減債事業債を活用いたしまして、災害対応特殊救急自動車購入事業、借入限度額4,930万円、指揮支援車購入事業、借入限度額3,340万円、非常用発電機更新増設事業、借入限度額3,130万円、消防救急デジタル無線整備事業、借入限度額4,290万円、沖縄県消防通信指令センター更新整備事業、借入限度額1億5,420万円の5件の事業によるものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書でご説明致します。

1款1項1目市町負担金、前年度と比較いたしまして1億466万2,000円増の11億7,004万3,000円を計上しております。内訳といたしまして、南城市6億8,508万1,000円、八重瀬町4億8,496万2,000円でございます。2目市町特別負担金、前年度と比較いたしまして308万7,000円増の2,363万3,000円を計上しております。

続きまして、8ページをお願い致します。2款1項1目総務使用料、職員駐車使用料の236万8,000円を計上しております。2項1目消防手数料として、予防課の危険物検査手数料10万円及び2目総務手数料として情報公開手数料1,000円を計上しております。

次に、11ページをお願い致します。4款1項1目県補助金、前年度と比較いたしまして1,367万5,000円増の1,367万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、消防指令センター全体更新整備支援補助金によるものでございます。

15ページをお願い致します。7款1項1目基金繰入金、前年度同額の2,000円を費目存置としております。

16ページをお願い致します。8款1項1目繰越金200万円と1,000円を計上しております。

17ページをお願い致します。9款1項1目諸収入、前年度と比較いたしまして82万8,000円増の251万2,000円を計上しております。

最後に、18ページをお願い致します。10款1項1目消防債、前年度と比較いたしまして1億1,190万円増の3億1,110万円を計上しております。内訳といたしまして、先程の4ページ、第3表地方債で説明をいたしました5件の事業によるものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。19ページをお願い致します。1款1項1目議会費113万5,000円を計上しております。

20ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費、前年度同額の44万4,000円を計上、2目財政管理費1,367万7,000円を計上しております。内訳といたしまして、財政調整積立基金及び減債積立金によるものでございます。

21ページをお願い致します。2款2項1目監査委員費41万5,000円の計上でございます。

次に、22ページから26ページをお願い致します。3款1項1目消防費1億6,009万9,000円増の12億2,349万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、1節報酬費から4節共済費の人件費におきましては、新規採用職員5名分を含む職員の算定額としております。10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきましては、令和7年度組合運営に係る経費算定として計上しております。

18節負担金、補助金及び交付金について、説明欄、下から2行目の沖縄県消防通信指令センター更新整備負担金1億5,684万5,000円は、令和8年度運用開始に向けて、令和7年度分の計上でございます。

27ページをお願い致します。3款1項2目非常備消防費124万3,000円増の935万5,000円を計上しております。

主な増額といたしまして、久高消防団へ防火衣一式を整備するための17節備品購入費によるものでございます。3目消防施設費3,889万6,000円増の1億5,058万2,000円を計上しております。主な増額といたしまして、14節工事請負費、本署非常用発電増設工事費及び17節備品購入費、救急車両、指揮支援車両、多目的広報車両購入によるものでございます。

28ページをお願い致します。4款1項1目元金1,987万1,000円増の1億1,444万8,000円を計上、及び2目利子205万9,000円増の888万7,000円を計上しております。

30ページをお願い致します。6款1項1目予備費、前年度同額の300万円を計上しております。31ページから40ページへ資料を添付してございますので、ご参照いただき、よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

2番（宮城勝也）

お願いします。歳入の方で前年度より市町負担金が1億円余り増額となっております。ど

こで支出するんだということをお伺いしたいんですけれども、先程、消防費の方で前年度に比べて1億6,000万円余り増額ということで説明がありましたけれども、主に節の方でどういったところが増額になったのかというところをちょっと説明いただきたいと思います。

先程、管理者の施政方針の中でも育児休業の取得推進ということでありましたけれども、全協の中でもそういったことで育児休業を取った職員の代替をするのが非常に課題があるということで説明がありましたが、今回、そういった状況の中、この予算編成の中で必要な財政措置が取られたのかどうかというところがもしあれば説明いただきたいなというふうに思います。

あともう1点なんですけれども、今回の予算案を編成するにあたり、消防組合として南城市、八重瀬町の財政担当と協議を行ったと思うんですが、どういった新年度に向けての要望を出したのか、どのような形で協議が行われて、結果、その要望が認められた部分もあるのか、それとも認められなかった部分があるのか、そういったものについても説明いただきたいなと思います。お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮城勝也議員の質問に答えたいと思っております。

まず、新年度予算なんですけれども、例年と比較いたしましてかなり増額になっていることなので、主なのは歳出の対比なんですけれども、まず1番目に給与改定分と人件費なんですけれども、給与改定分や職員増ということで、給与手当、共済費、その近辺の人件費の増で約5,900万円ほど増となっております。

あと26ページ、18節の負担金、補助金及び交付金の節なんですけれども、今回、救急救命士の職員の方を学校の方に派遣するというので、その分の負担金の増額ということと、あと消防指令センター、今度うるま市の方に更新事業ということでありますので、その分の負担金が先程消防長の方から話がありましたけれども、1億5,684万5,000円というふうな増額というのも負担金の増となっております。

あと27ページの施設関係なんですけれども、今回、車両の方2台と、あと予防課の1台含めまして、計3台の購入がございまして、それは前年単位で約2,951万2,000円の増となっているということと、また、こちらの庁舎、既に30年ほど経ちますので、非常用発電機の更新事業、これが約3,200万円ほどありますけれども、その非常用発電機の更新事業ということで、その分の増となっております。

あと28ページ目の償還金関係なんですけど、いろいろ借入の方が16件ほどございますので、その分の今回は約1,900万円ほどですか、利子も含めまして2,193万円の増ということとなっておりますので、その分が前年度対比といたしましてかなり増えているということでもあります。

あと育児休業に関してなんですけれども、5年度は4名、6年度が6名育児休業の申請が出ておりまして、この方は当然、本人の希望ということで取得するようにしております。

その中で全体の予算額に関してもその分の超勤関係とか、その辺も要望ありますけれども、組合としては限られた予算というのがありますので、その中で働き方改革による訓練の短縮とか、時間の工面ですか、そういうことで対応しております。

あと予算交渉関係なんですけども、当然、構成市町の財政課とヒアリングを行いながら、各要求、項目等、必要性、整合性、また根拠等を説明しながら交渉しているということでもありますので、その近辺も今回ヒアリングは終わりましたので、その分の結果ということで、今回の財政の予算内での対応で7年度も行うというような感じとなっております。以上です。  
2番（宮城勝也）

いま説明いただいたんですけれども、先程、施政方針述べられたとおり、令和7年度の消防行政、今年度予算、十分やっていけるというふうな内容になっているということですので、当然それで提案されたと思うんですけれども、限られた予算の中でやりくりしていくということだったんですけれども、そういったのも含めて納得した予算が編成できたということで組合としては考えています。

次長兼総務課長（島袋清正）

予算に納得というか、その辺はちょっと言いにくいんですけれども、ある程度は交渉して、各構成市町の財政、予算状況もございまして、うちの消防の方もこういうふうに人命救助を行うためには必要な経費ということでももちろん要求はしますけれども、その辺はまたお互いの整合性、また優先順位とか、その近辺もありますので、その辺は一概には満足ということではありませんけれども、ある程度の納得はしてもらっての今回の予算措置で運営していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。

1番（仲間光枝）

いま宮城議員の方から聞いていただいたことで、本当に納得はしているところなんですけれども、ちょっと1件だけ、前々から度々言うておりますけれども、やはり貯金にあたる基金の方が少ないのではないかという思いがあります。常に基金を確認すると、心許ないないなというのが正直な実感です。

今回は、指令センターの補助金を受ける受け皿として減債調整基金というのが置かれていますけれども、大体、財政調整基金一個だけ、わずかな金額があるという状況なんです。

なので、消防って、本当に買い物が高額、例えば救急車だったり、消防車だったり、あとは3,000万円ぐらいかかるやつ何でしたっけ、言葉が出てこないんですけど、そういった高額の出費が度々あるような組織なので、こういった高額な出費に備えた目的基金、名称はどういう名称にしてもいいんですけれども、そういったものに備えて計画的に基金を積み立てていくというやり方をしていた方が市町もいきなり急にこれだけ必要になったからというときに財政が厳しい中ではぼんと出せるわけでもないの、その方がいいのかなというふう

に本当は思っておりますが、今回、新年度予算を編成するにあたって、そういうところも今後の課題としてあるのか、また、そういったことも要求していきたいと思っているのかというところをお聞かせ下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの基金関係なんですけれども、現在、今回の補正が終わりますと、2,395万3,000円余りの基金ということとなっております。

先程の減債基金の積立というのは、いかがなものかというのがあったんですけど、県の方からこの指令センターに係る補助金ということがあって、それに対しては緊防債で借金しますので、その方に回して減債基金の方にしなさいというようなお達しもありましたので、一般財政調整基金には積み立てなくて、減債基金の方に積み立てて、毎年毎年それから支払っていくというような感じでの今回の1,367万6,000円の基金というふうになっております。

あと組合の方としても基金はないよりあった方がもちろんいいんですけども、その辺はうちの方でも緊急的な措置、工作車とか、車両とか、救急車とか、それがもし事故にあったとか、使用不能になったとか、そういう場合に備えながらの基金という形で要望はしてはいるんですけども、その方もうちの要望どおりいくというのはなかなか厳しいものでありますので、こういう予算を組みながら、基金を徐々に増やしていったり、もし必要であれば、また、その方から対応したり、それでも厳しいということであれば、また構成市町の方に再度負担金という形で対応しようというふうにはしております。

現状では、2,300万円余りの基金の方でどうにか対応できるようにということで運営をしたいというふうに思っております。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 10時50分

再開 10時51分

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

先程の仲間議員の減債基金についてなんですけれども、私の方も早とちりしております、特にその辺の仲間議員がおっしゃる意図というのが、それがいいとか、悪いわけではなくて、基金の方へということは、それはそれで問題ないということで解釈しております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第7号「令和7年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算に

ついて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 10時52分

再開 10時53分

再開します。

日程第十、これより一般質問を行います。通告受付順で行いたいと思います。

なお、本日の質問については、各議員の発言はそれぞれ20分以内とします。

最初の質問者、仲間光枝議員。

1 番（仲間光枝）

改めて、おはようございます。去った2月8日ですが、恩納村や北谷町など、県内一部地域で実証実験が始まった医療モビリティ「ぬちまーす号」の関係者と話す機会がございました。緊急性の低い患者の夜間救急外来の受診抑制や救急以外の選択肢があることでの不安解消等を目的にしており、患者のいる場所へ実際出向いて看護師サポートのもと、オンライン診療や薬の配送を行うというものです。

県内外30を超える企業や団体が連携するsociety5.0の実現に向けた沖縄健康医療福祉のまちづくりモデル構築プロジェクト会議が実施主体で4月から正式運行を始める予定となっており、いまのところは観光客を対象にしていますが、いずれ一般住民も利用できるような体制を確立させていきたいとのことです。

今回は、そのときに聞いたお話をもとに質問2点入れております。消防白書令和6年度版を参考にしながら行いますので、よろしくお願い致します。

まず、1点目、救急の現状と課題について。

令和6年版消防白書によると、全国で令和5年中に救急搬送された人は、664万1,420人（対前年比42万4,137人増、6.8%増）で、国民の19人に1人が救急隊によって搬送された事になるとあります。

救急搬送の原因としては急病が最も多く、449万5,904人（67.7%）、また救急搬送者のうち、48.5%が入院加療を必要としない軽症傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）だったとも報告されています。

緊急性の低い救急車利用を抑制するための対策として、＃7119や＃8000などの電話相談や救急受診アプリQ助等を展開しているところですが、白書の報告を見ると、その効果も限定的である事が窺われます。

今後も、救急要請の増加が予想される現状において、本当に必要な人が遅延なく利用できるようにするために、さらなる取組み強化の必要性を感じます。

当消防における救急業務・活動・組織体制の現状と課題について以下伺います。

1. 医療機関への受入れ照会①2回、②3回以上の回数（直近1年）でお願いします。

2. 現場滞在時間発生の有無（直近1年）でお願いします。
3. 救急要請に関して、当消防の現状認識と見解。
4. 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入の有無と活用実績をお願いします。
5. 現体制における課題（短期・中期）な視点でお願いします。
6. 予算上の課題。

2点目、応急手当普及推進について。

令和6年版消防白書によると、令和5年中の救急搬送者で心肺機能停止の時点を一般市民により目撃された傷病者は2万8,354人、そのうち一般市民により応急手当が行われた傷病者は1万6,927人で、その方々の1か月後生存率は14.8%、1か月後社会復帰率は10.0%となっています。

逆に、応急手当が行われなかった場合はそれぞれ7.3%と3.4%で、発見後すぐに応急手当が施された場合、生存率で2倍、社会復帰率3倍の差が出ています。

また、一般市民がAEDを使用した傷病者は1,407人、その場合の1か月後生存率は54.2%、1か月後社会復帰率は44.9%となっており、心肺蘇生におけるAEDの効果が顕著に表れた結果となっています。

このように、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、応急手当の知識と技術が広く普及するよう、一層の推進を図るよう推奨されておりますが、当消防における取組み状況や課題等について以下伺います。

1. これまで実施した応急手当講習会受講者の述べ人数、これは講習種別ごとをお願いします。
2. これまで実施した応急手当普及員講習受講者の述べ人数と受講後に可能になる活動内容をお願いします。
3. 一般市民による応急手当が行われた事案有無あればお願いします。
4. 当消防の取組みを通しての現状認識や見解、課題など。大きく2点以上になります。よろしくお願い致します。

署長兼警防課長（仲村常司）

警防課の仲村です。よろしくお願い致します。仲間議員の質問にお答えします。

まず、大きな1番、救急の現状と課題についてということで、まず1番、医療機関への照会2回以上の回数、直近1年なんですけれども、これが327件、3回以上の回数は129件となっております。

2番、現場滞在時間発生の有無についてですが、直近1年間の現場滞在時間の発生については、117件ございます。滞在時間については、救急隊が現場到着してから現場出発するまでの時間が30分以上かかった事案を対象としております。

3番、救急車に関して、当消防の現状認識と見解ということでございますが、仲間議員からもありましたように、救急車の適正利用については、全国共通の課題であります。当消防

本部管内につきましても高齢化の進展に伴う老健施設、特養施設及び高齢者等の利用が増えています。

また、令和5年中の搬送された方の約半数、45%ほどなんですけれども、当管内でも軽症者であったことを踏まえ、本来必要な緊急対応に支障を来すことは否めないと考えております。

続きまして、4番、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入の有無についてでございますが、私たち消防車両が5台ありますけれども、各消防車両のスマートフォンの方にアプリは格納しております。

また、活用についてですが、前川にあります玉泉洞の観光施設、あと最近オープンしましたコストコ等での救急事案の際に数件の活用実績があるようです。

5番、現体制における課題についてでございますが、短期的目標としまして全救急隊出場時は、救急出場隊に事案終了後には迅速に帰署するよう体制を図り、また近隣の消防本部に相互応援協定に基づき応援協力の依頼をするなど、体制を図っております。

#7119の継続的な広報活動、南部地区医師会と協力し、高齢者、福祉施設等における救急ガイドブックを作成しております。

高齢者の救急利用の現状や救急隊との円滑な連携ができるように救急連絡シートを作成し、迅速な救急活動となるよう取り組みをしておるところでございます。

今後とも継続的に救急車の適正利用などを発信し、救急体制が確保できるように取り組んでまいります。

続きまして、中期的目標ですが、これから高齢化率が増加していくことは、目に見えて明らかで、また65歳以上の高齢者の救急搬送件数も年々増加しております。

今後とも右肩上がりに増加していくことは確実と言われております。救急業務をDX化し、DXに移行し、効率化を図りつつ、市民、町民の安心安全を確保するため、構成市町と協議を重ねながら職員数の増員を目指し、消防力強化を図っていきたく考えています。

6. 予算上の課題につきましては、まず救急業務の要であります救急車及び救急資機材に関しては、車両更新計画に基づき、予算の承認をいただいております。

また、今般の経済状況により、車両資機材及び必要消耗品の価格高騰等も踏まえ、無駄を省きながら必要十分な予算を確保し、市町の安心安全を提供したいと考えます。

続きまして、質問、大きな2番、応急手当講習及び推進についてということで、1番、これまでに実施した応急手当講習会受講者の延べ人数でございますが、今回、令和6年中の1年間の講習者、令和6年1月1日から令和7年1月1日までの1年間の人数を報告したいと思っております。

まず、救急入門コース2,005名、普通救命講習1と3が671名、上級救命講習30名、1年間で合計2,706名となっております。

2番、これまで実施した応急手当普及員講習受講者の延べ人数と受講後可能になる活動内

容につきましては、令和6年度現在、普及員認定証の交付は12名でございます。また、普及員が受講後可能になる活動内容としましては、普通救命講習会が開催できるということでございます。

3番、一般市民による応急手当が行われた事案の有無でございますが、救急の応急手当と事案、重傷者等で家族や関係者がバイスタンダーとして対応している事案はございますが、この関係者が応急手当講習の受講者かどうかは、当消防本部としても把握してはおりません。

4番、当消防本部の取組みを通しての現状認識や見解、課題についてですが、令和5年度中の受講者数は県内18消防局本部中4番目になっております。応急手当講習等が地域住民の安心安全に繋がる普及活動として一端を担っていると感じております。

また、南城市では市内中学校2年生を対象とした応急手当講習も実施しており、当消防本部も指導員として職員を派遣しております。

こういった事業の一環として命の大切さと、命のバトンを繋ぐ一人として、自分にもできることがあることを肌で感じていただき、とても実りある時間となっております。これからも市民、町民の生命と身体を守るべく応急手当講習の普及促進と応急手当普及員の担い手の確保、育成にも力を注ぎたいと思います。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、1点目より再質問をしていきたいと思っております。現在は、アフターコロナの時代に入ってきてはいますが、あの数年間を皆さん、消防だったり、医療現場の皆さんが本当によく乗り越えてきてくれたなというふうに感謝感謝しかないので、コロナパンデミックという、本当に未だかつてない経験、未だかつて経験したことのないような事象を通して、改めて消防として表出したというか、改めてわかったことというか、そういうことがありましたら見解を伺いたいと思っております。

署長兼警防課長（仲村常司）

仲間議員の質問に答えたいと思っております。コロナ禍から約2年、3年経っておりますが、あの頃の現状を考えますと、現在の救急の状態があつた頃が常識ではなかったというところがございます。これからもこういった対応するには、やはり職員の意識と、あとは組織の準備ですね、この準備というものがコロナの際になかなかできずに後手後手に回った感がとても否めないと感じております。

そういったことを踏まえて、いま組織がそういったところに対応できるためには、何を準備して、何を組織としてやればいいのかということを組織の計画、組織の問題、やるべきことプラス、あとは構成市町と一緒にどうすればそういったことが、パンデミック等が起きたときにも対応できるかというところをもうちょっと詰めてやっていければいいかなと考えております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。やはりコロナの感染症でした。でも、今後予想される大規模巨大地震

だったり、本当に自然災害も激甚化しています。なので、そういった災害においては、感染症とはまた違う負傷者が多く発生するというような、ある意味、平時ではない、非常事態が発生する可能性も十分あります。

やはり住民にとって身近な消防の存在意義は今後ますます高まっていくものだというふうに思います。

緊急時に傷病者の優先順位を迅速かつ的確に判断しなければならない、いわゆるトリアージと言われているものだと思いますが、この判断を救急隊員がしなければならない事態を想定した訓練、教育みたいなものというのが行われているのでしょうか。

署長兼警防課長（仲村常司）

仲間議員の質問にお答えしたいと思います。当消防本部も多数傷病者対応訓練というものを年に一回、各警備、3警備あるんですけども、二日に分けて行われています。関係機関、ハートライフ病院の医療スタッフも含めたところで、大規模災害ではないんですけども、多数傷病者、交通事故とか、大きな崩落事故とかが起きた場合のけが人がたくさん出た事象に対してどう対応するかということでの訓練を毎年一回開催しております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。緊急時に普段の訓練の成果が十分に発揮されることはもちろんですけども、やはりそのためには平時のときから消防力をいかに高めていくか、組織を磐石な体制で維持していくかについて、やはり消防の皆さんと構成市町が特に知恵を出し合っていく必要があると思います。

先程、予算も可決されました。特に構成市町の負担金が主な収入源となっておりますので、市町の財政状況が消防の財政状況に影響を与えることは当然です。どちらの議会にも所属する我々議員としても複雑な心境にはなったりもしますが、それでも消防力の維持に止まらず、積極的な評価、拡充を進めなければ、今後のハイリスク時代に耐えられないと思うわけです。

先程、次年度予算案が可決されました。三者間でしっかり協議した上での結果提案だと思いますが、やはり満額回答ではなかったはずなので、今回の予算含めて、消防費についての考え方、そして今後の消防のあり方等についてのご見解を消防長、管理者、副管理者、それぞれにお伺いして次の質問に移りたいと思います。お願いします。

消防長（城間 功）

ただいまの仲間議員からの再質問にお答え致します。構成市町の財政側から理解を求められるよう協議を図りながら、質の高い救急業務、あるいは災害時の救助活動とか、市町の住民の安心安全を担っていけるよう、財政側は予算確保できるよう財政側の理解を求められるよう協議を行っていくことを考えております。以上です。

管理者（古謝景春）

消防業務は、市町の生命財産を守る重要な任務でございますので、しっかり理論武装して

財政課と詰めてやってもらいたいというようなことを常に申し上げております。

また、皆様ご承知のように、我々市の予算も何億も削って、それでようやく予算を見積りするということになっておりますので、前提として一部事務組合も結構ございますので、そういった全体の予算を加味しながら、どう落としていくかということも含めて、生命財産を守る意義から、それはしっかり落とさないよう、この予算をつけるというようなことを申し上げております。

副管理者（新垣安弘）

消防も含めて福祉部門、あらゆる部門が住民サービスに関わることですので、そこはまた消防は消防でしっかり財政課と交渉を重ねながら充実していけるように頑張っていたきたいと思っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございました。それでは、二つ目の質問、応急手当普及推進について再質問をさせていただきます。

応急手当講習なんですけど、消防以外の場所で消防職員以外の市町住民が講師になって行っているような事例等あったりしますでしょうか。

署長兼警防課長（仲村常司）

仲間議員の質問にお答えします。これ普及員の活動ということでよろしいですか。

1 番（仲間光枝）

市町の普及員も合わせて。

署長兼警防課長（仲村常司）

ちなみに普及員が10人になりますが、講習会を実施していいというのは、この普及員を含め、あと消防の指導員という形になるんですけども、普及員に関しましては、各事業所で、この事業所の職員に対する講習会を開いているのは数件ございます。

あとは私たちが事業で消防フェスタ等があるんですけども、そういったときに普及員の方を呼んで一緒に講習会の指導者として受け入れて活躍してもらおうというところでいま行っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

最近では、YouTubeとかでネットの方からでも応急手当の方法等を学ぶこともできるようになりました。それでも実際、受講するのと、動画で見て勉強するのは全然違うと思うんです。

いざというときの行動だったりとか、スピード感だったりとか、本当に自信をもって、勇気をもってできるのかというところでは全然違ってくると思います。受講というのは何回も繰り返し行って身につけていくというふうには思っているんですけども、先程報告がありました延べ人数はわかりましたけれども、そういった方々の中にやはり繰り返し受講されてくるような方というのはどの程度いらっしゃるのか。多いか、少ないかでいいですので、繰り返し

返し受講される方はわりかし多いですよとか、少ないですねって、その辺りのご答弁をお願いします。

署長兼警防課長（仲村常司）

お答えします。応急手当の講習会については、まず多い事業者が保育園、あとはこども園、あと小学校、中学校の教員という形になりまして、こういった事業所は毎年毎年この講習会を実施しております。

月に2回、月例の講習会というものをやっているんですけども、それに関しては再講習を受けている方というのは、あまり見られないのかなということは感じております。以上です。

1 番（仲間光枝）

私も試験を受けるために1回と、あと消防議員で1回と、ただの2回しか受けてはいないんですけども、実際その場に2回受講した私が遭遇したときに的確に動けるかどうかというのはやってみないとわからないわけですよ。なので、せっかく学んだ胸骨圧迫とAEDぐらいは、とにかくどんなときでも実践できるように定期的に練習していた方がいいかなと、理論とかというのは、さっきも言ったYouTubeとかで繰り返し学習でいいと思うんですけども、そういった意味でも消防職員以外が別の場所で練習のために練習用機材を借用できればいいなというふうに思っているんですけども、可能であるとしたならば、必要な資格とか、条件等があると思います。それについてお聞かせ下さい。

署長兼警防課長（仲村常司）

お答えします。まず、普及員になられた場合に、普及員への講習会の実施の要領とか、報告書、そういったところで資機材の貸し借りもしております。以上です。

1 番（仲間光枝）

それではいまの資機材を借りる要件としては、普及員であるということが前提ということではよろしいですか。

署長兼警防課長（仲村常司）

すみません、訂正します。各保育園とか、あとは障害者施設だとか、老健施設などで事業所等から依頼があれば貸し出しはしております。以上です。

1 番（仲間光枝）

こちらの消防議会議員の中にも防災士資格を持った者が何名かおります。防災士であれば借用が可能でしょうか。

署長兼警防課長（仲村常司）

お答えします。防災士の方でもこういった依頼がございましたら借用可能でございます。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。この定期に行われている講習会って予約が必要ですよ、予約をして

消防まで来て受講する人というのはよほど関心があるか、あるいは試験を受けるので、これ受けないとダメだよといって必要に迫られた人に限られると思うんですよ。なので、そうじゃない人たちにも普及推進していくわけですから、そうじゃない人たちにもちゃんと受講機会が広がるように消防以外の場所での開催を増やしていくということが普及推進に繋がっていくのではないのかなというふうに思っています。

先程言った防災士ですが、いま全国で2024年11月には、30万人突破したそうです。沖縄県内には1,943人いて、例えばですが、学校とかに最近講習行きますとおっしゃっていましたが、例えば、そういったときに防災士に声をかけてサポートさせながら、そういう人たちがいる意味、普及員と同じように自分たちで講習を組み立てて実践していけるような活動のきっかけを作ってあげたらどうかなというふうに思うんですけれども、消防の見解をお願いします。

署長兼警防課長（仲村常司）

仲間議員の質問にお答えします。防災士と一緒に支援として入れて、そういった活動をするというのは、まだ消防的にはまだ計画等もありませんので、これからいろいろ協議をして検討していきたいと思えます。以上です。

1番（仲間光枝）

先程の防災士についてアンケートを取っています。半数近くの防災士が特に活動していないと答え、同時に3割がそういう場があれば参加したいとの意向があることがわかっています。

せっかくの人的資源なので、防災士活用も今後は考えていって、応急手当の普及推進に一役買っていただけたらいいんじゃないかというふうに思えますので、私たちも一緒にそれを考えていけたらいいなというふうに思っております。

最後になりましたけれども、冒頭申し上げました医療モビリティ「ぬちまーす号」なんですけれども、これまでと違う方法によって社会課題を解決していこうとする動きなんです。2016年に政府によって提唱されたSociety5.0未来社会のモデル作りに基づいているものです。AIをはじめとした最先端のテクノロジーが世の中に行き渡ることにより、社会課題の解決と経済の発展を両立した社会を目指すとしています。

そういう時代にあって当然ながら消防の有り様も変化していくものだと思いますが、ただそうであっても、人が人を助ける第一線にある仕事としてテクノロジーよりも人にこそしっかり投資していくことが私は先決だと思っていますし、気概ある民間であればその力も借りながら課題解消を図っていくことが求められているのではないかなというふうに関係者と話していて思った次第です。

何十年先の未来には、視察先モリタ工場を議員見てきましたけれども、子どもたちが考えた未来の消防車、空飛ぶ消防車なんていうのもあったりするかもしれません。しっかりと未来へ繋いでいけたらいいなというふうに思っていて、これで私の一般質問を終わります。有

難うございました。

議長（運天貴也）

次の質問者、宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

それでは、よろしく申し上げます。質問に入る前に、私も少し所見を述べさせていただきたいと思います。

1月9日に行われた消防出初式に私も出席させていただきました。管理者や消防長、議長、そして来賓客のご挨拶、そして職員や消防団員の訓練されている姿を拝見し、改めてその責任の重さと使命感を感じると共に私自身も身の引き締まる思いでありました。

そして何より今年の出初式で特に印象に残ったのが一斉放水の演出であります。昨年末の紅白歌合戦に出場した人気音楽グループの楽曲に合わせて職員の方と消防幼年クラブ一緒に踊る姿はとても心温まるものでした。この演出が聞いたところによると、若手の職員の方の発案によるものだとお聞きしまして、消防組織の中に新しい発想や工夫が取り入れられていることを嬉しく思っております。

子どもたちが楽しそうに踊る姿はもちろん、その場で見ていた人たちも皆さん手拍子していましたし、私も動画を撮ったんですけども、それを見た方々もとても喜ばれていることが印象的でした。

日々苦しい、厳しい訓練を積み重ね、いざというときには、災害に立ち向かう消防の皆さんの強さ、頼もしさを感じます。

しかし、それだけではなくて、こうした市民や町民の皆さんと一体となる機会や場所、場面があることで消防組織への親しみが生まれ、住民の皆さんとの信頼関係がより深まるものだと改めて感じました。

今回の演出によって、より多くの市民、町民の皆さんが消防組合に対して関心をもち、消防行政の理解や協力が深まるきっかけになったのではないかと思っております。

ぜひ、今後もこうした取り組みを続けていってほしいと思いますし、来年の出初式もいまから楽しみにしながら、一般質問に入りたいと思います。

それでは、通告書を読み上げて質問に入らせていただきます。

組合の人員・財政課題とその改善策について。

①当組合の組織運営において、職員の配置や勤務体制に課題が指摘されている。現場の消防職員が安心して職務を遂行できる環境を整備することが求められているが、現在の人員体制について、組合としてどのように認識しているのか伺います。

②育児休業の取得推進は重要なテーマであるが、一方で現場の勤務状況や組織運営に与える影響も懸念されるところであります。育児休業取得を推進する方針と、それに伴う運営上の課題について、組合の考えを伺います。

③消防職員の業務は、災害対応をはじめとして高い専門性が求められるが、一方で事務部

門に関しては、市町の職員の出向や専門職の配置などを活用し、消防職員の現場配置を充実させるなど、組織の運営体制を工夫する余地があるのではないかと考えます。この点について、組合の見解を伺います。

④予算の関係で、超過勤務手当の上限が定められているため、必要な訓練時間の確保や研修への参加に支障が生じ、現場の勤務体制にも影響を与えていると聞いております。消防職員が十分な訓練を積み、消防力を向上させることは極めて重要であり、勤務実態に応じた待遇のあり方も検討すべきではないかと思っております。現状の課題対策について、組合の見解を伺います。

最後に5点目、当組合の運営は市町からの負担金によって支えられているが、現場の実態が十分に市町の財政側に伝わっていないことで、必要な予算確保が難しくなっている側面があるのではないかというふうに感じております。組合・議会・市町が一体となり、消防行政の充実に向けた相互理解と協力を進めることが必要だろうと考えますが、この点について、組合の見解を伺います。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮城議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1番についてですけれども、職員の配置、及び勤務体制につきましては、階級及び救命士の配置バランスと、また組織運営の体制が取れるようにはしております。

また、限られた人数でありますので、現場及び日勤職員の配置、特に現場職員は24時間拘束の勤務時間ではありますが、水難訓練とか、救助訓練、また先程の講習会等の時間、半日勤務とか、あと非番、週休での調整となりますので、一部超過勤務手当での対応ということとしております。

あと2につきまして、育児休業に関しては、国、県も積極的に男性の育児休業促進としております。当組合も職員からの育児休業申請があれば、本人の希望に添えるようにしております。

ただ、現場におきましては、最低人員の確保、配置も必要ですので、なるべく早い申請で職員の配置の調整を行うことや、また一時的に配置転換や年休取得者の調整、また別の職員の補充等を行い、手当等で対応しているところでございます。

あと3につきまして、消防職員ですので、もちろん災害、救急対応での専門性はありますが、消防組織としては関係法令というのもありますので、ちゃんと事務関係も対応できるようにしないといけないということでもあります。

構成市町から出向という方法や職員から希望調査で専門職員という配置も考えられますけれども、現在は約3年から4年スパンで人事異動を行い、日勤業務も大事な業務の一つですので、事務分掌の継承で資質向上や専門性の高い内容は、近隣消防や、また構成市町との相談を受けながら対応しているという状況でございます。

あと4につきましてなんですけれども、4についても財源が厳しい現状で、特に人件費に

おきましては、働き方改革にて業務改善が望まれておりますが、消防において勤務時間は、いつ災害、救急要請が来てもいいように体制を整えながら訓練、研修、講習会等の時間確保を得るには、やっぱり非番週休日の活用が必然となります。

一般の業務体制とは、ちょっと違いますので、予算の現状は理解しつつ、訓練での技術向上が行政サービスの向上と理解しておりますので、そこで運営できるよう努力が必要と思っております。

あと5番目についてですけれども、負担金交渉というのは、毎年財政課のヒアリングにて構成市町と協議しておりますが、必要な予算の確保や、改善できる部分は調整しながら行っております。

特に消防運営で、約7割の方は人件費、給料、手当、共済等ですので、いま国、県の方から働き方改革で就業時間の改善等というのがありますけれども、消防としては、この訓練や、また、消防学校での専門的な知識を得ての積み重ねが救急、災害、救助に対応できますので、その辺は相互理解しながら必要だと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

先程、新年度予算の中でも関連して質疑させてもらったんですけれども、十分納得、表現難しいところで、十分ではないけれども、認められた予算の中でやっていくというふうに次長から答弁がありましたが、いま訓練も工夫してやっているというお話あったんですけれども、先程の答弁の中で訓練の時間を短縮するという先程答弁もあったと思うんですけれども、しかし、今回の答弁の中では十分訓練を積まないといけないということでもありますけれども、この状況をどのように作っていくのか、短縮しながら充実していくというのは、これはある程度時間も必要だと思いますし、それをどういうふうに訓練を積んでいくのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

訓練も積まないといけない、そして時間も短縮しないといけない、これも働き方の一環となるんですけれども、その辺ちょっとジレンマはございます。訓練の方、時間の方を月3回するものを2回にしたりとか、そういう工夫もありますけれども、この辺はうちの警備課長と相談しながら、もっと充実した訓練内容、かと言って、また働き方改革というのもございますので、その辺の工夫もしながらやっていかないといけないという状況となっておりますので、その辺は現場の署長だったり、現場の課長含めて再度、細かい調整を行って充実した内容でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

いつも全協の議案説明のときに、そういういつも話題になっていくんです。管理者、副管理者いらっしゃるんですけど、なかなか予算が認められないというところの説明を受けている、いまは消防議員としての立場として質問させてもらっていますけれども、最後の5番にあったように、どうも財政側の方に皆さんの仕事が理解されていないのではないかなとい

うふうに思っております。

例えば、現場の予算に関する現場調査だとか、テーブルの上ではなくて、出向いてもらって、そこで勤務体制を見ていただくとか、そういったこともやられているのか、その辺りをちょっと説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

実際に構成市町の財政課担当の方がこういう状況に立ち合いとか、そういうのはございません。先程、管理者が言ったと思うんですが、理論武装をちゃんと整えて、要求するものは要求ということではあるんですけども、やはり構成市町も全体の予算もございまして、うちの方も要求書はある程度必要性、整合性、また根拠等を説明しながら対応しているという状況でございます。

また、その中では、先程、仲間議員からあった救急講習会、そういうふうにもいろいろやるんですけども、これは財政面から人間的な立場から申しますと、その分、非番週休の職員の方が対応すると、要は、現場の職員は体制ですずっと待機してやらないといけない。そこで空いた時間、土曜、日曜、講習会というのは、非番とか週休とか、あと半日勤務という時間があるんですが、その辺は対応してやるというのもありますので、その辺はちょっとジレンマもあるんですけども、確かにそういう講習会もやらないといけない、普及しないといけない、かと言って、そういう働き方改革で対応しないといけないというのもあるので、その辺は難しいものではあるんですけども、極力消防としても市民に対しての行政サービスというのは必要かと思っておりますので、その辺はまた優先的に対応している状況でございます。以上です。

2番（宮城勝也）

先月、臨時会があったと思うんですけど、その後ちょっと提案したんですけど、八重瀬町の議会の場合、関係課の課長だけ出席を求めて、最少人数で執行部出てきて出席、要求するというをやっています。

例えば、島尻、この組合でも課長の皆さん、現場はありますので、例えば人件費とか、条例改正の部分であれば、消防長と事務方だけ出席するようなことも、できれば一人確保できるかなというのもぜひ検討いただきたいということを申したんですけども、そういったところも皆さんの中だけでみるよりは、やはりしっかり一度財政側に見てもらって、実際、こういうふう動いているんだというところもちゃんと見てもらう必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、我々議員は、私は監査もやっていますが、年に一回は現場を回ったりとか、そういうところではあるんですけど、ぜひ、その辺り管理者、副管理者も、ただ、交渉ということではなくて、しっかりお互い共通認識をしてもらう意味でも、そういったところが必要かなと思うんですが、その辺りについて市長、町長の立場もあると思うんですが、ご見解を伺いたいというふうに思います。

管理者（古謝景春）

先程も申し上げましたが、我々と一部事務組合も含めて全体の予算の総括をしなければいけない中で、生命財産を守ることというのは大変大事なことです。しっかり理論武装し説得をして予算を獲得する、そういうことは常に情報を共有しておりますので、頑張っただけで確保したと思っております。

副管理者（新垣安弘）

人員と機材の充足率を上げていくことは、常々課題だと思うんです。そこは予算の伴うことでもありますので、ただいままでも事務方レベルで財政と交渉して、それでも止まっているときには管理者とか、私の方に相談があったりとか、そういうこともありましたし、そこら辺は柔軟な対応でいままでされてきていると思いますので、これからは極力交渉しながら充足率を上げるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

先程の仲間議員との議論の中でもつながるところはあるんですけども、私、消防議会ということでやはり消防力を高めていこうと、職員の皆さんにもしっかり訓練を積んでいただいてレベルアップしていただきたいというところもありますし、いま管理者、副管理者から答弁ありましたように、私は戻ればまた町議会、市議会というところの立場もあるんですけども、逆に言えば、組合側は負担金をもらう側ではあります。

逆に、組合側も南城市、八重瀬町の財政状況を逆に理解して、どれぐらいの規模感で予算折衝していくかということをお互い一緒にもっておかないと、言い方悪いですけど、頂戴、頂戴だけでは、元がこれだけしかないのに、じゃどれだけもっていくかというのはあると思うし、今回それでも1億円余りの負担金は増額になっていますので、人件費がありますけれども、その辺りもしっかり組合側も理解をして、お互いそういった形で上下関係ではなく、お互い皆さんは消防を預かっている立場でしっかり自信をもって交渉していただけたらなというふうに思いますし、私ども向こうを呼んでこういう状況を見てもらうということも僕は必要だなというふうに思いますので、ぜひ皆さん主導でそういった形で予算を求めていくというふうなことをやっていただきたいのと、その結果、私たち議会に対してもどうしても必要なものであれば、そういったことを議会からの後押しができるような形ができると思いますので、そういった形でぜひやっていただきたいというふうに思います。

特に育児休業の取得推進はとてもいい取り組みだと思いますが、逆に取った分、そこに空きがあいて、他の方に負担がきてしまうというのは全体的にも良くないと思いますので、その辺りの予算についてどうするかということも詰めて、しっかりまた皆様のところでもあげていただきたいというふうに思っております。

最後になるんですけども、冒頭に述べたように、やはりお互い市民も町民もそして議会、市町、そして組合側も信頼関係があって同じ方向に向いて行政を進めていけるものだというふうに思っております。

私たち議会も一緒に消防行政を充実させて、お互いに助け合い、支え合うことで市民、町

民の安心安全、生命財産を守ることに繋がりますので、ぜひ、そういった視点から新年度もその実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますし、また予算交渉についてももしっかり私たちと一緒に自信をもって交渉に臨めるような体制を一緒に構築できていければいいかなというふうに思っております。以上で、私の一般質問をこれで終わります。有難うございました。

議長（運天貴也）

そのまま続けます。次の質問者、森山悟議員。

3番（森山 悟）

皆さん、こんにちは。3番目の森山でございます。通告に従いまして、大きい1番、救急車の有料化について伺う。

日本では、救急車の出動1回の費用が4万5,000円の経費が掛かる現状、近年では緊急性が低いケースでも救急車を呼ぶことも増えている中で、全国的には、三重県松坂市や茨城県において、救急車の有料化が令和6年6月、12月から実施しておりますが、今後の取り組みについて以下に伺います。

①直近5年間の救急車の出動件数について伺う。

②119番通報から救急車が現場到着するまでの平均時間について伺う。

③今後沖縄県や島尻消防組合の救急車の有料化に対しての考え方について伺う。

大きい2番、島尻消防組合管轄内での野焼きの状況や今後の対策について伺う。

野焼きは農地や空き地などで、家庭ごみや事業所ごみを燃やす行為などがあげられますが、野焼きには罰則もあり廃棄物処理法25条、第32条、5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金のいずれか、または両方が課せられるとありますが、以下について伺います。①島尻消防組合管轄内での直近5年間の野焼きの状況について伺う。

②野焼きに対しての注意喚起や対策について伺う。以上、2点よろしく申し上げます。

署長兼警防課長（仲村常司）

警防課の仲村です。森山議員の質問その1、救急車の有料化についてにお答えしたいと思います。

まず、1番の直近5年間の救急車の出動件数についてですが、島尻消防管内の直近5年間の出動件数は、2万356件となっております。

続きまして質問2、救急車の現場到着するまでの平均時間についてですけれども、これも直近1年間の到着時間の平均を出したところ、平均6.6分でございます。

続きまして3番、有料化に対しての考え方についてですけれども、現在、沖縄県内で有料化にしている消防本部、局等はございません。当消防組合についても救急車利用の有料化については、消防団の意向だけでできる仕組みではございませんので、将来的に必要とあれば、構成市町及び管内搬送病院との協議をして検討したいと思います。以上です。

予防課長（大城 学）

ただいまの森山議員の質問にお答えします。その2の野焼きについてです。野焼きの多くは、自宅庭や畑、資材置き場の事案が大半を占めています。

内訳としては、家庭から出るごみや建築資材等の廃材の焼却です。資材置き場では、ブロック囲い、ドラム缶内で焼却しているケースも伺えます。

②野焼きに対しての注意喚起です。野焼きで禁止されている行為を確認すれば、関係機関と連携し、中止するよう指導しています。以上です。

3番（森山 悟）

1番から順を追って再質問させていただきます。この救急車の有料化についてなんですが、今回、南城市、八重瀬2万306件、5年間で直近あるという話を聞いておりますが、松坂市によると、松阪市管内では、2023年の救急車の出動件数が1万6,180件と、救急車13台のうち、この対応がかなり逼迫している状況があるとございますが、島尻におきましては、救急車がこちらに2台、八重瀬に2台、佐敷に1台で5台ですよ。この動き的には、実際どのような動きが厳しいのか、本当に間に合わしきれないとか、時と場所にもよると思うんですけど、どのようにうまく回っているのかというのに対して、もし所見があればよろしくお願いします。

署長兼警防課長（仲村常司）

森山議員の質問に答えたいと思います。いま森山議員からもありましたように、救急車5台で運用しております。当管内、面積が広い、病院までが遠いということもありまして、佐敷に1台、八重瀬に2台、消防署玉城の方に2台置いておりまして、いま現状で言いますと、八重瀬管内での救急が若干、出動件数が多いかなと思っております。

その場合に、やはり真ん中の玉城の方に2台置きまして、そこで何かあれば玉城の方からカバーするという形になっておりまして、救急車の運用については、概ねうまく運用できているのかなと思います。消火的には救急だけの事案ではなく、あと火災、救助等もありますので、その際に出払った際の人数が、まず救急隊もし5隊出た場合に、残る署員が結局5～6名しか残らないと、そういったときに、他の事案があれば対応しないといけないというところでの懸念はございます。以上です。

3番（森山 悟）

1番と2番の119番通報から救急車が来るまでの市町のあれでは、島尻消防管内では6.6分、7分以内には着いているということがございます。確かに先程、仲村署長が言ったみたいに、範囲がかなり大きいとは思いますが、佐敷からここに応援に来る場合には山を越えてきたりとか、知念には奥に行くとかかなり時間がかかるとか、そういった対応があるとは思いますが、実際、救急車が呼ばれるのがかなり多いというのを聞いております。

有料化した松阪市によりますと、かなり逼迫している状況の中で、実際7分以内で行かないといけないところを10分から12分でかなり遅れている状況があるという話を聞いています。

その中で助けたくても助けられない命、先程、仲間さんが言ったみたいにトリアージとか、いろんなものも含めて、助ける命は助けていくというのはございますが、選別しないといけないというの

がございしますが、この点を踏まえると、今後、有料化に向けての取り組みもかなり大事になってくると思いますが、その点について先程、市町で考えていけないといけないという話がありました。それについてももしありましたら所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

管理者（古謝景春）

救急車をどう扱うかというようなことですが、いまの時点では有料化は考えておりません。

3番（森山 悟）

副町長にもお伺いします。ぜひ、考えがあればよろしくをお願いします。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者から有料化は考えてないということがございました。先駆けて、先駆けてというか、それをやっている市があれば、そこはまたどういうふうになっているのか、関心をもっていくのもそれは悪いことではないのかなと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

先程、三重県松阪市と茨城県において、こういった取り組みがもう進んでいるということがございました。その中で費用が一回当たり4万5,000円出ているということは、年間かなりの費用が使われるということで、そちらの県では一回出動にあたって4万5,000円と言われておりますが、仮に600万回出動することに、年間で換算すると2,007億円の費用がかかるという話がありました。その点で、この有料化にすることによって、入院する患者においては、この費用は取らないんですが、軽症化の患者からは7,700円以上を1万5,000円以内で医者が金額を確保して、今後対応していくという事案もあるという話を聞いております。

確かにこの金額を決めるのが医者で判断するというのは、大変厳しいことではあると思いますが、今後の財政問題を考えれば、沖縄県内ももちろんではありますが、南城市と八重瀬町、今後はこういった考えも持っていくのも考えた方がいいのかなと私は思います。

それで救える命、今回テレビでもよくやっておりますが、消防関係のいまドラマがよくやっております。皆さんもたぶん見ていると思うわけですけど、いたずらで救急車呼んで、その現場に行ったら誰もいない。そういったいたずらがかなり多かったですね。そういうふうなことがあれば、本当に救急車が必要な人ができなくなる状況がございました。

この状況を踏まえて、消防の方では実際こういったいたずらがあったこともございますでしょうか。

署長兼警防課長（仲村常司）

森山議員の質問に答えたいと思います。現在、119の受付が沖縄指令センターの方になっておりますので、そちらで対応している案件はあると思うんですけども、実際に今月1件、公衆電話から119番があったんだけど、返信しても取らないのでちょっと行ってくれないかというところで救急隊が行ったところ、誰もいなかったという事案はございました。以上です。

3番（森山 悟）

それでは再質問させていただきます。先程から救急車の有料化に向けての話をしてありますが、

もしこれを実現するに向けて皆さんの考え、メリット、デメリットがあれば、ぜひ教えていただきたいと思いますが、消防長、もしも考えがあればよろしくをお願いします。

消防長（城間 功）

ただいまの森山議員の再質問にお答え致します。メリット、デメリット、そこら辺に関しまして有料化にしてしまうと、デメリットとして緊急の患者さんがどうしてもお金が発生してきますので、なかなか呼べる状況になってこないということです。メリットに関しては、メリットがそういった状況の中で軽症の患者さんが搬送されて来ますね、来たときに重症の患者さんが早く受け入れられて生命に危険を及ぼさないという形が見えてくるんじゃないかなと思っております。

3番（森山 悟）

消防長、有難うございます。消防長が言うみたいにお金がかかることがあるので、お金を持っていない人は本当に苦しくても救急車が呼べない現状が何件かあったという話も聞いております。それでメリットに対して、円滑にうまく本当に必要な人に救急車が来るということでいいこともあるんですけど、やっぱりデメリットもあるんだなというのがございます。先程、管理者と副管理者が言ったみたいに、周りの状況を確認しながら、県内でもしやる方向性がありましたら、ぜひ、こういったのを考えていただいて、島尻消防の管内でもうまく消防の活用ができるようにぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、大きい2点目に移りたいと思います。野焼きについてなんですが、南城市内で昔に比べたら野焼きは少なくなっているというふうに話は聞いております。しかしながら、まだ野焼きをやっている現状があるんですが、これは島尻消防内でも確認等は取れてますか。

予防課長（大城 学）

ただいまの森山議員にお答えします。直近5年間の野焼きの件数、統計を取ったんですが、野焼きの火入れで出動件数というのがあって255件出動しています。違法性がある野焼きが85件、苦情等の出動件数が170件あります。違法性の野焼きは85件ということで、年々減っているような状況です。以上です。

3番（森山 悟）

野焼きに対して情報が行われることは、注意とか、火を消したりとかはできると思うんですけど、この野焼きをしている人を捕まえるとか、そういったのは警察のお仕事だと思うんですよ。そこでどういったあれが取れるかと言うと、かなり野焼きとかに毎回捕まる人がいるんですけど、この人たちに注意喚起を日頃からどのような感じで行っているかというのを再度教えていただけますか。

予防課長（大城 学）

火災予防週間とか、そういった定期的にパトロールは行っております。また、火入れ事案が多くなれば、不定期にパトロールを行い、そのときに注意喚起をしております。以上です。

3番（森山 悟）

注意喚起を行っているというお話を聞いておりますが、やっぱり市民かなりいらっしゃいますが、その中で野焼きをやっているとか、悪いとかというのわからない方もいらっしゃるんですよ。普

通に庭の草を刈ったらすぐ燃やしたりとか、周りから通報があつて、そういったのに気づくんですけど、野焼きの定義もあるんですけど、これは野焼きは大丈夫という事例がございます。それについて先程言ったみたいにビニール等、他のところに迷惑をかける、そういったものに対しては、犯罪にあたるという法令もございますが、この浜でやる場合にバーベキューとか、そこで浜にある条例の中で炭が違反とかあると思いますが、もしその浜で炭とかを使ってはいけないもし条例があれば炭を使わなくていいですけど、何もそういった条例がなくて火を起こしますよね、それっていうのは、注意は消防等にやった方が確認はよろしいでしょうかね。

予防課長（大城 学）

たまにそういった海岸での木を燃やしているという事案とかはあるんですが、通報が入れば消防等は確認に行っています。確認に行って、自治体管轄であれば情報提供を行って、そちらとまた連携取りながらやっています。以上です。

3番（森山 悟）

連携をやっているということを知っていますが、この地域の区長さんとか、そういった方たちにも必ず連携とかを取っているのかについて再度お聞かせ願えますか。

予防課長（大城 学）

直接、区長さんとかには連絡の方は取っておりませんが、もし管轄の連絡先がわかれば、その管轄の担当の方には連絡を取ったり、また自治体の方にも市町の担当の方にも連絡を取り合っています。以上です。

3番（森山 悟）

ぜひ、市町の方にも連絡等を取って、地域の区長さんとか連携を取りながら、そういった野焼きに関しては、他の家とかに火事とかがありますので、ぜひこの点はよろしくお願い致します。それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回島尻消防組合議会2月定例会を閉会します。